

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、すべての意職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2021年4月1日 ～ 2023年3月31日

2.内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員 取得率を7%以上にする

女性職員 取得率を80%以上にする

<対策>

2021年4月～ 男性も育児休暇を取得できることを周知するために、職員全員を対象とした研修を実施する。

随時 育児休業の取得希望者を対象とした面談を行い、育児休暇について説明する

2022年4月～ 男性も育児休暇を取得できることを周知するために、職員全員を対象とした研修を実施し、育児休業を取得した職員を紹介する。

目標2 全職員の有給休暇取得の平均日数を雇用形態ごとに1日増やす。

<対策>

2021年4月～ 年次有給休暇の取得状況把握

職員研修で、有給休暇取得について周知・徹底する。

2021年6月 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する。

2021年7月 職場内広報誌でキャンペーンを行う。